

見附市木造住宅除却支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

見附市長 稲 田 亮

見附市木造住宅除却支援事業補助金交付要綱（令和 6 年見附市告示第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「住宅」の次に「。」を加え、同号イに次のただし書を加える。

ただし、昭和５６年５月３１日以降に延べ床面積の過半部分を増築したものを除く。

第7条第6号中「申請者が転入者の場合は、転入前の住所地のもの」を「申請者が1月1日時点で見附市の住民基本台帳に登録されていない者に限る。」に改める。

「氏名」を
「氏名」

「見附市木造住宅除却支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。」を

「見附市木造住宅除却支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。また、申請内容確認のために、納税状況について、見附市が調査することに同意します。」

「6. 市町村税の納税証明書（申請者が転入者の場合は転入前のもの）」を

「6. 市区町村税の納税証明書（申請者が1月1日時点で見附市の住民基本台帳に登録されていない者に限る。）」に改める。

第4号様式、第6号様式、及び第8号様式中

「 氏 名 ④ 」を

「 氏 名

(自署の場合、押印不要) 」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。